

委員会提出議案第1号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年 9月 4日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩 澤 信

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、委員会の招集場所に参集して議会運営を行うことを最小限に抑える必要があることを踏まえ、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により招集することが困難であると委員長が認める場合には、委員がオンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、討論及び表決を除く部分について出席委員として議事に参加できるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第9章まで（略）</p> <p><u>付則</u></p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第94条（略）</p> <p><u>（オンライン会議システムを活用した会議）</u></p> <p><u>第94条の2 取手市議会委員会条例(昭和45年条例第32号)第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項及び第119条第2項の出席委員とする。</u></p> <p><u>2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。)</u>への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2（略）</p> <p>（委員長の発言）</p> <p>第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第9章まで（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第94条（略）</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（委員長の発言）</p> <p>第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言</p>

が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

(選挙規定の準用)

第 127 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第 4 節の規定を準用する。

(紹介議員の委員会出席)

第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、会議において紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 (略)

が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(選挙規定の準用)

第 127 条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第 1 章第 4 節の規定を準用する。

(紹介議員の委員会出席)

第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。